

高槻市配偶者暴力等相談員採用候補者試験募集要項

令和7年11月

高槻市

高槻市では配偶者暴力等相談員（パートタイム会計年度任用職員）の採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

受付期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月28日（水）

試験日

令和8年2月7日（土）

1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格 下記の(1)～(2)の条件を全て満たし、(ア)～(ウ)のいずれか (令和8年3月31日までに取得見込みを含む)に該当する人
配偶者暴力等 相談員	2名	(1)社会福祉及び男女共同参画推進等に関心があり、諸問題を抱える女性等の相談や支援等に意欲のある人 (2)Microsoft Office Word・Microsoft Office Excel等のパソコン操作ができる人 (ア)学校教育法に基づく大学院（修士課程）、大学（短期大学を除く）において社会福祉、児童福祉、心理学のいずれかの全課程（これに相当する課程でも可）を履修して卒業し、心理相談員・カウンセラーなどの実務経験がある人 (イ)社会福祉士または精神保健福祉士または臨床心理士または公認心理師の資格を有し、心理相談員・カウンセラーなどの実務経験がある人 (ウ)女性センターなどで相談業務に3年以上従事した経験のある人

2 任用について

(1) 任用期間

1年以内とし、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）は超えないものとします。

※ 採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※ 業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

(2) その他

- ① 本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。
- ② 国籍、学歴は問いません。
- ③ 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条抜粋

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

(1)任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。 ※業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。
(2)勤 務 地	人権・男女共同参画課
(3)業務内容	配偶者暴力相談を中心に女性が日常生活で直面する悩みに関する相談を受け、それに伴う相談者の自立に向けた支援を行います。 ※勤務内容の詳細は下記のとおり。 (1) 配偶者暴力相談及び保護関連業務 (2) 配偶者暴力防止等の推進に関する事業の企画・運営業務 (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項に規定する業務 (4) 関係各課との連携、情報提供 (5) その他、これらに付随する業務に関し所属長が指示する業務
(4)報 酬	高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。 令和8年4月予定月額報酬 195,859円 ※報酬額は令和7年11月時点。また再度の任用を行う場合、昇給制度があります（最大4回）。 ※この他通勤費相当額（上限あり）、期末・勤勉手当等が支給されます。また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。 【参考】 期末手当年間2.5月分支給（ただし、任用初年度の期末手当は年間1.625月分） 勤勉手当年間2.1月分支給（ただし、任用初年度の勤勉手当は年間1.365月分）
(5)社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。

(6)災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
(7)勤 務 日	月曜日から金曜日のうち、週 4 日
(8)勤務時間	午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 1 5 分の範囲内。週 2 9 時間を基本とします。 1 日 7 時間 1 5 分勤務、休憩 1 時間 ※時間外勤務を命じる場合があります。
(9)休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休日に勤務を命じる場合があります。
(10)休 暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇などの休暇があります。
(11)服 務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)

4 受験手続

(1)受付期間	令和 7 年 1 2 月 8 日 (月) ～令和 8 年 1 月 2 8 日 (水) 午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 1 5 分 (土曜日、日曜日、祝日を除く) ※郵送の場合は、 <u>必着</u>
(2)申 込 先 (申込受付会場)	高槻市役所 本館 5 階 人権・男女共同参画課 〒 5 6 9 - 0 0 6 7 高槻市桃園町 2 番 1 号
(3)申込方法	受験申込みは、 <u>窓口への持参または郵送</u> とします。 提出書類に必要事項を自筆で記入し、受付期間内に提出してください。 < 郵送提出時の注意事項 > ●封書にて必ず簡易書留郵便等で、上記申込先に送付してください。 ●封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きしてください。 ●4 6 0 円分の切手を貼った定型封筒〔2 3.5 c m × 1 2 c m〕を 1 通同封してください。(表面にご自身の郵便番号、住所、氏名を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください。)
(4)提出書類	①別紙「試験申込書」 ②別紙「受験票」 ③証明書の写しまたは実務経験を証するもの ●受験資格の (ア) に該当する人は、(ア) にある課程の履修証明書及び卒業証明書 (最終学歴) の写し及び実務経験を証するもの ●受験資格の (イ) に該当する人は、資格を証するものの写し及び実務経験を証するもの ●受験資格の (ウ) に該当する人は、実務経験を証するもの ※①②には同一の写真 (裏面に氏名を記入) を貼付してください。

	※「実務経験を証するもの」の提出については、合格発表後でも可とします。 ※受理した提出書類は、一切お返しできません。
(5)その他	身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込受付時にお知らせください。

5 試験日時及び受付場所等

日 時	令和8年2月7日（土） 9時00分～12時00分 ※受付時間 午前8時40分～午前8時55分 ※申込者数によっては時間を変更する場合があります
試験内容	① 筆記試験（小論文） ②面接試験
試験会場	高槻市役所総合センター15階 C1502会議室
持 物	受験票、鉛筆（又はシャープペンシル）HB3本程度、消しゴム

6 合格発表

日 時	令和8年2月下旬（予定）
方 法	市ホームページへの掲載 可否にかかわらず、郵送にて本人宛に通知

7 その他注意事項

- (1) 本市からの発送物は申込書に記載された現住所宛に送付します。
- (2) 申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (3) 試験当日は、必ず定刻までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。
- (4) 令和2年度以降の試験問題を市役所本館1階行政資料コーナーにて公表しています。ただし、試験の出題内容等は毎年度変更しています。参考としてご覧ください。
- (5) この募集要項、申込用紙等は、人権・男女共同参画課及び男女共同参画センター（紺屋町1－2クロスパル高槻4階）で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- (6) その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

8 問合せ先

高槻市市民生活環境部人権・男女共同参画課（高槻市役所本館5階）
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL：072-674-7575